

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
あったかいご グループホーム大堤
重要事項説明書

1 運営の目的

この説明書は、株式会社 三協メディケアが設置運営する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

2 事業の目的

事業者は、要介護者であって認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活のお世話及び心身の機能訓練サービスを提供し、安心と尊厳ある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るように支援することを目的とします。

3 運営の方針

事業者において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容の沿ったものとします。

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- (2) 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について介護記録を開示し、わかりやすく説明します。
- (3) 適切な介護技術をもってサービスを提供します。又、利用者は本人の介護記録を閲覧できます。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- (5) 市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設、医療機関等との連携に努めます。
- (6) 本事業は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (7) 本事業は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するに当たって、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

4 グループホーム 大堤の概要

(1) あったかいごグループホーム大堤の住所地及び指定番号

事業所名	あったかいごグループホーム大堤
所在地	北上市大堤東2丁目1番32号
介護保険指定番号	No. 0390600401
施設規模	2階建て 1階フロア 定員9名 2階フロア 定員9名

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりになります。

①管理者 各ユニット1名

管理者は、業務の管理及び職員の管理を一元的に行います。

②計画作成担当者 各ユニット1名（兼務を含む）

計画作成担当者は生活全般のアセスメント及びケアプラン作成などのケアマネジメントを行います。

③介護職員 日中(7時00分～21時00分)3名以上

夜間(21時00分～7時00分)1名以上

介護職員は日常の生活業務及び掃除・炊事・配膳・洗濯等の付随業務を行います。

管理者・計画作成担当は介護職員を兼務します。

5 介護の内容

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりになります。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活上の中での機能訓練

(4) 相談・援助

6 介護計画の作成

(1) (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて個別に作成します。

(2) 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て行います。

(3) 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行います。

7 利用料金

(1) 事業所の利用料金については下記の通りになります。

認知症対応型共同生活介護費

要支援 2	1日あたり	749円
要介護 1	1日あたり	753円
要介護 2	1日あたり	788円
要介護 3	1日あたり	812円
要介護 4	1日あたり	828円
要介護 5	1日あたり	845円

(2) その他（条件により算定しない場合もあります）

①初期加算：1日あたり 30円

入居した日から起算して 30 日以内の期間について加算

30 日を超える病院または診療所への入院の後に再入居した場合

②サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1日あたり 18円

常勤職員の割合が 60%以上

③退去時相談援助加算 1回 400円

グループホームから在宅へ退去されることになり、退去後のサービスの調整等相談援助を行った場合 1回を限度に加算

④医療連携体制加算Ⅰ（ハ） 1日あたり 37円

看護師や訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24時間連絡体制を確保

している場合に加算できる加算です。また、ご利用者が急変あるいは重度化した場合の対応指針を別途定め、その内容をご利用者及びご家族に説明し同意が得られていることが算定要件となります。

⑤入居者の入退院支援加算 1日 246円

病院または診療所に入院する必要がある生じた場合であって、入院後三月以内に退院することがあらかじめ見込まれる場合、利用者と家族の希望を勘案し、必要な支援を行い、再び入居することができる体制を確保した場合。

⑥介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護保険に係る月の基本料金とその他の項目の対象となる加算の内 18.6%分

⑦退去時情報提供加算 1回 250円

医療機関へ退去する入居者について、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。

⑧協力医療機関連携加算 1ヶ月 100円

協力医療機関と入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催しており、急変時等に相談対応、診療を行う体制を確保している場合。

⑨口腔衛生管理加算 1ヶ月 30円

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上おこなっている場合。

⑩介護保険外サービス

ア、施設利用料

食材費	1日あたり	1,100円
家賃	1日あたり	1,400円
水道光熱費	1日あたり	1,200円

イ、その他

おむつ代 尿取りパット 23円/1枚、リハビリパンツ 69円/1枚

ウ、預かり金・管理費 無し

※支払い方法

- ①前月に利用料金が発生した場合、ご請求金額を翌月15日までにお知らせいたします。
- ②お支払い方法は、利用者が指定する金融機関の預金口座振替か、現金支払いのいずれかを選択してください。
- ③口座振替の方は、20日又は27日に指定の口座から引き落としとなります。現金支払いの方は、月末までにお支払いをお願いします。

9 入退去に当たっての留意事項

- (1) (介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援2の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす方が対象になります。
 - ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ②自傷他害の恐れがないこと。
 - ③常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (2) 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去の対象となる場合があります。
- (3) 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うように努めます。
- (4) 入居申込者の入居に関しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の症状にある事の確認を行います。

10 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面会

面会時間は特に指定致しませんが、他の利用者の迷惑にならないようにお気を付けくださ

い。また、感染症の流行などにより、面会を制限又は禁止する場合は、事前に連絡いたします。

(2) 外出・外泊

①外出・外泊を希望される場合は、事前に職員まで申し出てください。また、時間や期間が変更になる場合は予めご連絡ください。

②感染症の流行などにより、外出・外泊を制限又は禁止する場合があります。

(3) 飲酒・喫煙及び火気の取り扱い

事業所内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止します。

飲酒につきましては、行事等により少量を事業所から提供する場合があります。

なお、薬用酒等につきましては、職員にご相談ください。

(4) 設備・備品の利用

①設備・備品の利用に当たっては、損傷や汚染等に十分気を付けてご使用ください。なお、設備・備品等を著しく破損又は汚染した場合には、修理代、クリーニング代等の実費を申し受ける場合もございますのでご了承ください。また破損汚染に関わらず、退去時には、居室、カーテン、マットレスのクリーニング代が発生します。

②居室内は、基本的には利用者個人の管理にお任せしますが、衛生管理上問題があると判断した場合は、職員が立ち入る場合があります。

(5) 金銭及び貴重品の持ち込み

金銭や貴重品の持ち込みは、できるだけご遠慮ください。

但し、やむを得ない事由による場合は、所定の手続きを経た後、事務室でお預かりいたします。なお、無断で持ち込まれた場合の盗難、紛失につきましては事業所では一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

(6) 外泊での受診

外泊時等に医療機関で受診する場合は、当事業所にも事前にご相談ください。

(7) ペットの持ち込み

ペットの持ち込みは、原則禁止としております。

(8) 消灯時間

原則、午後 9 時となっております。

1 1 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して介護サービスを受けていただくため、以下の項目に関しては、禁止事項としております。

(1) 営利目的の商行為

(2) 宗教の勧誘

(3) 政治活動

再三の注意にもかかわらず、これらの行為を止めない場合は、利用契約を解除する場合がありますのでご了承ください。

(2) 利用者に対して当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

なお、本事業所では損害保険会社と損害賠償保険契約を締結しております。

1.6 緊急時の対応

利用者の病状急変の場合は、かかりつけ医又は協力病院へ相談し適切な措置を講じます。又、症状の悪化が見られる場合も家族と相談の上、かかりつけ医又は協力病院と相談し、適切な措置を講じます。

協力医療機関 ※【別紙1】参照

1.7 非常災害対策

(1) 当事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な備品の点検及び整備、火気の使用又は取り扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとしします。

(2) 当事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携について定期的に職員に周知するものとしします。

1.8 身体拘束

(1) 事業者及び職員は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、利用者、家族へ十分な説明をし、同意を得て行うことがあります。その場合は、その様態及び期間、その際の利用者の心身状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。

(2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員にも周知徹底を図ります。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

③介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1.9 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の設置。
 - ②虐待防止のための指針の整備。
 - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

20 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続系計画の変更を行います。

21 情報の公表

- (1) 事業所において実施する事業の内容について、外部評価の結果及びその他の事業で提供するサービス内容を、事業所内に掲示し公表します。
- (2) 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申込に資するものとします。
- なお、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む）に係る内容は、これに該当いたしません。

(3) 外部評価

- ①提供するサービスの第三者評価の実施状況（有・無）
- ②実施した直近の年月日 令和 年 月 日
- ③評価機関名 「特定非営利法人いわて保健福祉支援研究会」
- ④評価結果の開示状況（有・無）

22 その他運営についての重要事項

- (1) （介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「地域運営推進会議」という。)を設置し、概ね2か月に1回以上、活動状況を報告し、地域運営推進会議による評価を受けるとともに、地域運営推進会議から必要な要望や助言を聴く機会を設けます。

(2) 事業所は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める物等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、職員等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設けます。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②必要に応じた研修 随時

(3) 事業所は、この事業を行うために、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備します。

(4) 当事業は適切な(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(5) この重要事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

令和 年 月 日

あったかいご グループホーム大堤の利用開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

又、本説明書により、個人情報の関係先への開示（業務上に限る。）はこれを了承いただきました。

事業者 所在地 岩手県北飯岡一丁目 6-8
名称 株式会社 三協メディケア あったかいご グループホーム大堤
代表取締役 齊藤 哲哉 印

説明者 氏名 印

私は、本書面により、事業所から あったかいご グループホーム大堤 についての重要事項の説明を受けました。利用開始により同意します。

利用者 住所
氏名 印

利用者代理人 住所
氏名 印
利用者との関係